

輸出管理ガイドライン

JICA との契約等に基づき本邦で調達した機材、もしくは本邦又は機材使用国以外の第三国で調達した機材を外国に持ち出す（輸出する）場合は、受注者は輸出者の義務として、輸出規制関連法令を遵守し、これら法令に基づき必要な手続きを行わなくてはなりません。

一方、JICA は、受注者の輸出貿易管理令等該当調書及びその他添付資料による報告に基づき、当該機材の該否判定結果を確認します。

本ガイドラインは、受注者が輸出者の責務として輸出規制関連法令に照らして、輸出規制品の有無を確認し、輸出の可否について審査のうえ、その結果を JICA に輸出貿易管理令等該当調書／用途・需要者等チェックリストとして提出する方法について取りまとめたものです。

1. 輸出規制の概要

各種輸出規制をまとめたものが次表です。輸出規制は、「安全保障貿易管理による規制」と「それ以外の規制」に区分できます。

輸出規制の枠組み

規制の種類	規制国	適用規則		備考
安全保障貿易管理による規制	米国	輸出管理法／輸出管理規則（EAR）の域外適用		米国再輸出規制
	日本	外国為替及び外国貿易法（外為法） 【貨物】輸出貿易管理令別表第 1 【技術】外国為替令別表	1 項～15 項	リスト規制
			16 項	キャッチオール規制
上記以外の規制	日本	外為法／輸出管理令別表第 2		
		輸出取引法・関税法・その他の法令		

安全保障貿易管理とは、平和と安全の維持を目的に、武器そのものを含め、軍事転用可能な貨物や技術の輸出管理等について、先進国が中心となって実施している国際的な枠組のことです。

本邦又は第三国から貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、外国為替及び外国貿易法（「外為法」）、貿易輸出管理令（「輸出令」）及び外国為替令（「外為令」）により規制されます。

米国製品や米国の技術によって製造された製品を、米国から輸出された後、第三国に再輸出する場合であっても、米国の輸出管理法／輸出管理規則（Export Administration Regulations: EAR）による規制を受けます。これは「米国再輸出規制」の域外適用と呼ばれます。

一方、安全保障貿易管理以外にも、本邦又は第三国から貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、さまざまな輸出規制があります。これら規制の概要は次頁にまとめておきます。受注者は業務上必要な貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、各種規制に該当しないかどうかを確認し、該当する場合には所管省庁に必要な輸出許可・承認を事前に取得しなくてはなりません。

日本の輸出規制の概要

外国為替及び 外国貿易法 (外為法) 輸出貿易管理令 (輸出令) 外国為替令 (外為令)	輸出許可が必要なもの 輸出令別表第1 外為令別表	国際的な平和及び安全を妨げる貨物 (安全保障貿易管理)	リスト規制 (第1-15項) キャッチオール規制 (第16項)
	輸出承認が必要なもの 輸出令別表第2	① 国内需要物資を確保する必要があるもの 【血液製剤、配合飼料、うなぎの稚魚など】 ② 輸出取引秩序維持物質 【漁労設備を有する漁船】 ③ 輸出してはならない貨物 【偽造通貨、麻薬、風俗を害する書籍】 ④ 国際協定等に定められた貨物 【ダイヤモンド原石、核燃料・核燃料物質、米国向け冷凍あさり・蛤など、オゾン層破壊物質、特定有害廃棄物、特定化学物質の農薬・駆除剤など、絶滅のおそれのある野生動植物】 ⑤ 知的財産権侵害物品	

輸出取引法	① 工業所有権及び著作権侵害物品、②虚偽の原産地を表示した貨物、③輸出契約の要件を著しく欠く取引、④政令で定める不正取引
関税法	① 麻薬及び向精神薬等、②児童ポルノ、③知的所有権を侵害する物品、④不正競争防止法に規定する不正競争行為を伴う物品（周知表示混同惹起、著名表示冒用、原産地等誤記惹起、代理人等の商標冒用、商品形態模倣頒布）
その他の法令	文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚せい剤取締法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、道路運送車両法

「その他の法令」の概要

法令名	規制品目	所管官庁
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品、天然記念物、重要有形民俗文化財	文化庁
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	厚生労働省
あへん法	あへん、けしがら	
覚せい剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、狐、スカンク	農林水産省
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、アヒル、兎、蜜蜂及びこれらの肉、ソーセージ・ハム等、稲藁（一部）	
植物防疫法	植物（顕花植物、シダ類又は蘚苔類に属する植物）、有害植物、有毒動物（昆虫・ダニ等）	
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省

2. 輸出規制品の有無の確認と JICA への報告

受注者は、輸出者の責務として各種輸出規制に該当するかを自ら判定し、その結果を JICA 所定の報告様式に取りまとめ、監督職員（又は事業担当課担当者。以下同じ。）に提出します。

輸出規制該当品がある場合には、監督職員と機材の必要性を協議します。輸出許可・承認を取得する場合には、受注者は輸出者として自ら必要な許可・承認を所管省庁から取得します。

報告様式は、

- ① 輸出貿易管理令等該当調書（様式 1）と
- ② 用途・需要者等チェックリスト（様式 2）の 2 つです。

報告する輸出規制内容と対応する報告様式とは次表のとおりです。

	輸出規制内容	報告様式
①	安全保障輸出管理規制（リスト規制）	輸出貿易管理令等該当調書（項目 A）
②	安全保障輸出管理規制（キャッチオール規制）	用途・需要者等チェックリスト
③	米国再輸出規制	輸出貿易管理令等該当調書（項目 B）
④	輸出貿易管理令別表 2 による規制	輸出貿易管理令等該当調書（項目 C）
⑤	輸出取引法・関税法・その他の法令による規制	輸出貿易管理令等該当調書（項目 D）

3. 本邦の安全保障輸出管理規制（リスト規制とキャッチオール規制）とその審査

（1）リスト規制とキャッチオール規制の概要

日本においては、「外国為替及び外国貿易法（「外為法」）」、貿易輸出管理令（「輸出令」）及び外国為替令（「外為令」）等の法令により、リスト規制とキャッチオール規制が定められています（ボックス参照）。

2010 年 4 月 1 日からは、法令違反に対する罰則が強化されるとともに、輸出者等遵守基準が施行され、輸出者は同基準に基づいて安全保障輸出管理を実施することが義務化されました（「輸出者等遵守基準を定める省令」（2009 年経済産業省令第 60 号））。

【リスト規制】

輸出しようとする貨物が、輸出令別表第 1 の 1～15 項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合又は、提供しようとする技術が、外為令別表の 1～15 項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

【キャッチオール規制】

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合には、輸出又は技術の提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となります。

安全保障輸出管理の確認方法の詳細は、経済産業省や一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）の次のウェブサイトを参照してください。

★ 経済産業省「安全保障貿易管理（Export Control）」

⇒ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

★ 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）

⇒<http://www.cistec.or.jp/>

(2) 審査方法

受注者が行う「リスト規制」および「キャッチオール規制」の審査方法を以下に説明します。

ア. リスト規制品に関する審査

ア) 該当・非該当・対象外の判定

受注者はリスト規制品に該当するか否かを自ら判定（「該当判定」）します。判定の結果は、①該当、②非該当、③対象外、に区分されます。

該当／非該当／対象外の区分

①	該当	リスト規制の品目に含まれ（輸出令別表第1※の1～15項に規制する項番があり）、かつ、貨物等省令で定める基準を満たす。
②	非該当	リスト規制の品目に含まれるものの（輸出令別表第1※の1～15項に規制する項番があるものの）、貨物等省令で定める基準を満たさない。
③	対象外	リスト規制の品目に含まれない（輸出令別表第1※の1～15項に規制する項番がない）。

※輸出令別表第1：調達機材にソフトウェアが含まれる場合には、輸出貿易管理令（輸出令）ではなく外国為替令（外為令）により規制されるため、「輸出令別表第1」は「外為令別表」と読み替えます。

受注者は、当該機材の製造業者等（製造会社又は当該技術の技術審査能力を有する団体・個人）から「該当判定書」を取り付けて、該当判定を行います。

リスト規制品の基準は詳細に規定されており、一見対象外と思えるものも多く含まれていますので、製造業者等から該当判定書を取り付けて確認します。ただし、該当判定の最終的な責任は、輸出者である受注者にあります。したがって、受注者は、取付けた該当判定書に不明なところがある場合には、製造業者等に問い合わせ、必要に応じ、根拠となる技術資料を取り付けて確認します。

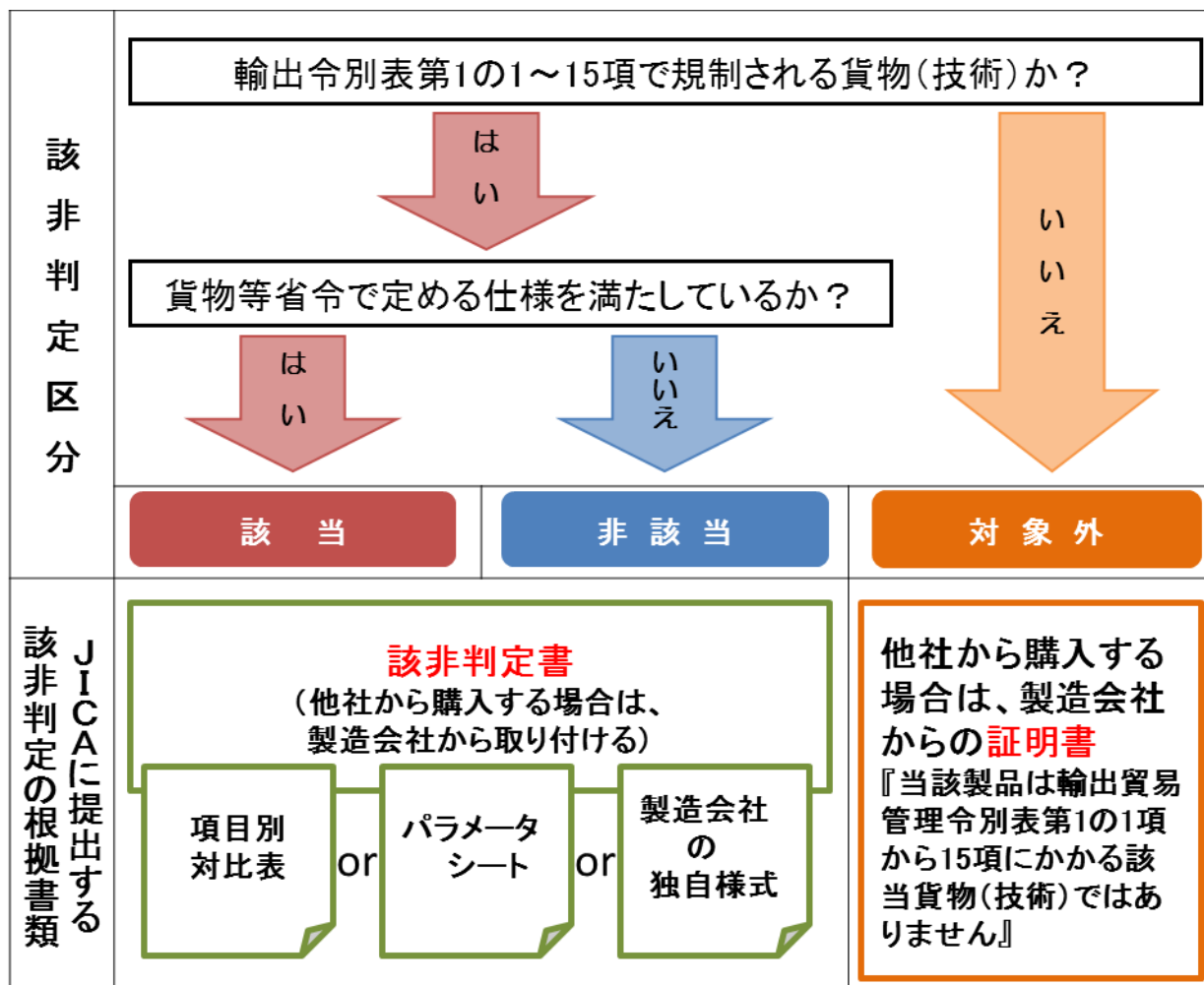
該当判定書については、CISTECが作成・販売している「項目別対比表」や「パラメータシート」が広く利用されています。ただし、該当する輸出令別表第1の項番と該当／非該当の判断根拠が明示されているものであれば特に様式は問いません。

「対象外」すなわち輸出令別表第1の1～15項に項番がない場合は、該当判定書は不要です。当該機材の製造業者等から「当該製品は輸出貿易管理令別表第1（ソフトウェアの場合は外為令別表）の1項から15項にかかる該当貨物（技術）ではありません」との趣旨の証明書を取り付けるようにしてください（一般に「非該当証明書」と呼ばれています）。

当該機材の製造業者等から「該当判定書・非該当証明書」を取り付けることが困難な場合には、受注者自らが、必要に応じて技術資料を入手し、「該当判定書・非該当証明書」の作成を行います。

受注者自らが製造する機材を輸出する場合には、受注者が「該当判定書・非該当証明書」を作成します。

リスト規制における該非判定区分と J I C A への提出資料



イ) リスト規制品の輸出許可の要否確認

上記ア)の結果、リスト規制に該当するアイテムがあったとしても、輸出許可が不要な場合があります。例えば「一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下のもの」は輸出許可が不要になります(少額特例)。受注者は、少額特例等の適用の可否を確認し、輸出許可が必要なものと不要なものとを特定します。

ウ)「輸出貿易管理令等調書」及び該非判定書等の提出

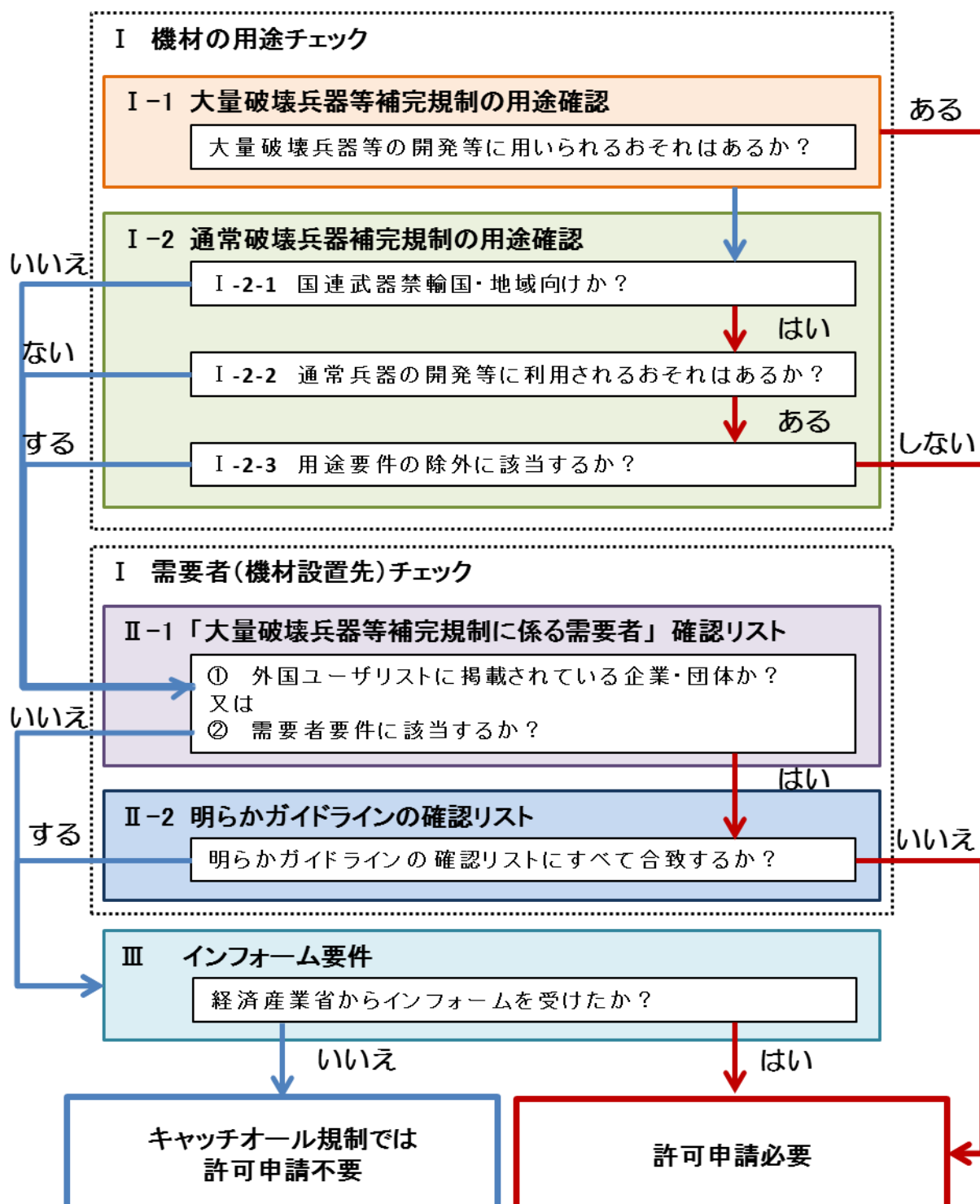
上記ア)及びイ)の結果を踏まえ、受注者は、輸出貿易管理令等調書を作成し、併せて、受注者が該非確認に利用した該非判定書・非該当証明書を監督職員に提出します。

イ. キャッチオール規制に関する審査

受注者は、エンドユーザー情報（需要者）等を確認の上、キャッチオール規制に関する審査を行います。

JICAにおける審査フローは次頁のとおりです。別添様式2の「用途・需要者等チェックリスト」の質問項目に順を追って回答を記載し、監督職員に提出してください。

なお、受注者で使用している「用途・需要者」審査様式を提出することでも構いません。



ウ. その他

国際協力のために使用される機材であっても、上記の法令の規制を受けることとなっており、輸出者は安全保障貿易管理において本邦又は第三国からの貨物の輸出や技術の提供に関して適正なチェック機能を働かせることが求められています。上記のチェックは、機材の購入価格の多寡に関わらず行わなければなりません。

万一法令に違反した場合には、刑事罰の対象となるのみならず、JICA 事業の信頼を著しく失墜させ、今後の事業実施に多大な影響を与える可能性がありますので、法令の趣旨をご理解のうえ、ご協力願います。

法令のより詳しい概要については、経済産業省ウェブサイトを参照してください。

4. 米国再輸出規制の審査

米国再輸出規制については、以下の手順で審査し、監督職員に報告します。

当該規制の概要と審査方法については、日本貿易振興会（JETRO）ウェブサイト「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際の EAR の規制および再輸出許可申請方法」が参考になります。

http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-020135

ア. 該当・非該当・対象外の判定

米国製品又は米国の技術による製品については、受注者は、製造会社等から規制品目分類番号（ECCN: Export Control Classification Number）及び米国再輸出規制に該当するか否かの判定書（該非判定書）を取付け、規制該当品か否かを判定します。

製造会社等から該非判定書を取り付けることが困難な場合には、受注者が、根拠資料をもとに該非判定書を作成します。

イ. 米国再輸出規制の該当品の輸出許可の要否確認

上記ア. で米国再輸出規制の該当品であっても、少額の場合など「許可例外」の対象となる場合には、輸出許可が不要です。許可例外の適用の可否を確認し、米国再輸出規制に係る輸出許可が必要なものと不要なものとを特定します。

ウ. 「輸出貿易管理令等調書」及び該非判定書等の提出

上記ア. 及びイ. の結果を踏まえ、受注者は、輸出貿易管理令等調書を作成し、併せて、受注者が該非判定に利用した該非判定書等を監督職員に提出します。

5. 輸出令別表第2、輸出入取引法・関税法・その他の法令による規制

受注者は、安全保障輸出管理以外の規制についても該当の有無を確認し、輸出の許可・承認が必要な機材があれば、輸出貿易管理令等該当品調書により報告します。

以上

別添様式1：輸出貿易管理令等該当調書

別添様式2：用途・需要者等チェックリスト

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構 御中

受注者名：

⑨

輸出貿易管理令等該当調書

【案件名】 _____

標記に関し、以下のとおり報告いたします。

(該当項目を丸で囲み、Dでは許可を必要とする省庁を記載する。)

- A 今回調達する機材について、輸出貿易管理令別表第1（ソフトウェアの場合は外国為替令別表）に該当する品目について該当か否かを判定した結果は別紙の表1のとおりです。
ア) 表1の品目のいずれの機材についても輸出許可は不要です。
イ) 表1の品目の全て又は一部の機材については輸出許可が必要です。
- B 今回調達する機材のうち米国製品または米国の技術を利用した製品について、米国再輸出規制に該当する品目について該当か否かを判定した結果は、別紙の表2のとおりです。
ア) 表2の品目のいずれの機材についても再輸出許可は不要です。
イ) 表2の品目の全て又は一部の機材については再輸出許可が必要です。
- C 今回調達する機材のうち、別紙の表3の品目は、輸出貿易管理令別表第2に該当し、輸出承認が必要です。
- D 今回の輸送を依頼する機材のうち、別紙の表4の品目は、関税法等その他法令規制に該当するため、_____省の輸出許可等を取得又は報告する必要があります。

以上

(表 1) 輸出貿易管理令別表第 1 (ソフトウェアの場合は外国為替令別表) の該非判定結果

機材 番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	対象外 該当 非該当	輸出許可 の可否	輸出貿易管理令 別表 1 貨物番号 (対象外は不 要)

※ 該当又は非該当の場合には、製造会社等から該非判定書（項目別対比表、パラメーターシート等）を取り付け、提出してください。

(表 2) 米国再輸出規制にかかる該非判定結果

機材 番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	ECCN 番号	輸出許可 の可否

※ 製造会社等から再輸出許可の可否にかかる判断資料を取り付け、提出してください。

(表 3) 輸出貿易管理令別表第 2 の該当品リスト

機材 番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	輸出貿易管理令 別表 2 貨物番号

(表 4) 関税法等その他法令にかかる該当品リスト

機材 番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	該当法令名 及び条項

用途・需要者チェックリスト

受注者名：

輸出管理責任者 役職・氏名：

印

国名	
案件名	

設置場所名称	
住所（P. O. Box は不可）	
相手国実施機関 機材管理責任者名・所属	

I. 機材の用途チェック

(1) 大量破壊兵器等補完規制のチェック

全機材について一機材ごとに、以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認してください。

その際には、以下の用途に用いられることが入手した文書・記録媒体等に記載、記録されているか、また、相手国実施機関から連絡を受けたかについても確認してください。該当する機材があればリストを別添し機材名と該当項目を記載して監督職員に提出してください。（下記、ウェブサイトを参照。）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/200508_tairyohakaiheiki.pdf

確認事項	回答欄
① 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
② 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
③ 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
④ 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑤ 300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑥ 300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑦ 核燃料物質又は核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑧ 核融合に関する研究	はい・いいえ
⑨ 原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑩ 重水の製造	はい・いいえ
⑪ 核燃料物質の加工	はい・いいえ
⑫ 核燃料物質の再処理	はい・いいえ

⑬ 以下の行為であって、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物又は毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット又は無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
--	--------

(2) 通常兵器補完規制のチェック

確認事項 (2) - 1	回答欄
仕向け国は輸出令別表第3の2の国か。(2020年4月現在：アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)	はい・いいえ

☞ ②-1において、「いいえ」の場合は、②は終了です。Ⅱ. に進んでください。

☞ ②-1において、「はい」の場合は、②-2に進んでください。

確認事項 (2) - 2	回答欄
下記貨物（輸出令別表第1の1の項の中欄）の開発、製造、又は使用のために用いられるか ① 銃砲・銃砲弾 ② 爆発物・発射装置 ③ 火薬類・軍用燃料 ④ 火薬・爆薬安定剤 ⑤ 指向性エネルギー兵器 ⑥ 運動エネルギー兵器 ⑦ 軍用車両・軍用仮設橋等 ⑧ 軍用船舶等 ⑨ 軍用航空機等 ⑩ 防潜網及び魚雷防御網 ⑪ 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣 ⑫ 軍用探照灯 ⑬ 軍用細菌製剤・軍用化学製剤 ⑭ 軍用化学製剤用細胞株等 ⑮ 軍用火薬類の製造・試験装置 ⑯ 兵器製造用機械装置	はい・いいえ

※ 防弾車、防弾チョッキ、防弾服、軍用ヘルメットといった防護用装備も対象になります。

☞ (2) - 2において、「いいえ」の場合は、(2) は終了です。Ⅱ. に進んでください。

☞ (2) - 2において、「はい」の場合は、(2) - 3に進んでください。

確認事項（２）－３	回答欄
① 当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表 ^(*) に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
② 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
③ 自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
④ 自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑤ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑥ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑦ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑧ イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

☞ （２）－３において、「はい」が一つもない場合は、監督職員に連絡してください。

別表^(*)

一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
二 産業用の発破器
三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

Ⅱ. 需要者（機材設置先）チェック

(1) 外国ユーザーリストのチェック

需要者は「外国ユーザーリスト」に掲載されているか。 (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/2_0514.pdf)	はい・いいえ
--	--------

(2) 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて入手した文書・記録媒体等に記載、記録されているか、又は、相手国実施機関等から連絡を受けたかについて確認してください。（どちらかに○をつけること）

確認事項	回答欄
核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

☞ (1) (2) において、すべて「いいえ」である場合は終了です。Ⅲ. に進んでください。

☞ (1) (2) において、1つでも「はい」がある場合は、(3) おそれ要件に進みます。

(3) おそれ要件のチェック

以下の各項目について、確認してください。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつけること。

貨物等の用途・仕様	① 先方機関又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 先方機関の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－

貨物等の 関連設備・ 装置等の 条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の 支払対価 等・保証等 の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の 辞退や秘密 保持等の態 様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 据付場所、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザー リスト掲載企 業・組織	⑰ 外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別 ¹ が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱ その他先方機関が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	はい・いいえ・－

☞ おそれ要件に「いいえ」が一つでもある場合は、監督職員に連絡してください。

Ⅲ. インフォーム要件

経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたか	はい・いいえ
---------------------------	--------

¹ 輸出する貨物等の懸念される用途の種別：「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達１の（３）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/200508_tairyohakaiheiki.pdf